

令和元年(ネ)第785号 損害賠償請求控訴事件

令和2年12月9日判決言渡

控訴人(1審原告) A

被控訴人(1審被告) 国

裁判体 福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 増田稔

裁判官 水野正則

裁判官 矢崎豊

判決要旨

【事案の概要】

本件は、被控訴人の設置する防衛大学校(防衛大)に2学年時まで在校したが、休学し、その後退校した控訴人が、在校中、他の学生から暴行、強要等の加害行為を受けたことに関し、防衛大又はその教官等において、上記加害行為を防止するための対応を怠ったことなどについて安全配慮義務違反があり、この安全配慮義務違反により、上記加害行為の発生を防ぐことができず、控訴人は精神的苦痛を受け、防衛大からの退校を余儀なくされたなどと主張し、被控訴人に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として、損害額合計2297万2380円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審(福岡地方裁判所)は、控訴人の請求を棄却した。これを不服として控訴人が控訴した。控訴人は、控訴審で、国家賠償法1条1項に基づく請求を選択的に追加した。

【結論】

- ・ 原判決変更
- ・ 控訴人の請求は、被控訴人に対し、268万2086円及びこれに対する平成28年4月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める限度で理由がある。

【理 由】

- 1 被控訴人（国）は、防衛大の学生に対する安全配慮義務として、学生が防衛大において教育訓練を受け、学生舎等において生活を送るに当たり、防衛大の組織、体制、設備等を適切に整備するなどして、学生の生命、身体及び健康に対する危険の発生を防止する義務を負っている。

また、防衛大においては、規律の遵守等に関して学生が他の学生を指導する学生間指導が行われており、これは防衛大の教育訓練の目的を達成するために行われるものと位置付けられているから、被控訴人が学生に対して負う安全配慮義務には、防衛大で行われる学生間指導によって学生の生命、身体及び健康に対する危険が生じないように、学生間指導が適切に行われるような一般的な指導を実施するとともに、学生間指導により具体的な危険が発生する可能性があると認められる場合には、この危険の発生を防止するための具体的な措置を講ずべき義務も含まれる。

そして、防衛大の指導教官は、被控訴人が防衛大の学生に対して負う安全配慮義務について履行補助者の立場にある。

- 2 控訴人が在学していた時期（平成25年度及び平成26年度）の防衛大においては、学生間指導において、上級生の下級生に対する暴力や不当な精神的苦痛を与える行為がしばしば行われていた。

しかし、防衛大は、学生間指導の実態を具体的に把握する必要があるとの意識を欠いており、その実態の把握のための調査等の措置を講じていなかった。また、学生間指導における暴力や不当な精神的苦痛を与える行為を防止するためにどのように学生を指導すべきかに関する防衛大内部での検討も不十分であった。このため、当時の防衛大の指導教官は、学生間指導の際に暴力が用いられることがあり得るといふ程度の認識はあったものの、学生間指導の実情を具体的に把握していなかった。

- 3 被控訴人又はその履行補助者である防衛大の指導教官において、学生による控

訴人に対する加害行為がまだ発生していない当初の段階で、その加害行為の行為者及び行為の内容を予見することができたとは認められない。

しかし、学生による加害行為のうちの一部の行為については、その加害行為が発生する前に学生がした行為の内容や、一般的に学生間指導において暴力や不当な精神的苦痛を与える行為がしばしば行われていた状況が存在していた事実等から、加害行為の発生の前時点で、指導教官において、その学生が控訴人に対して暴力又は精神的苦痛を与える行為をすると予見することが可能であったが、それにもかかわらず、指導教官がその学生に対して適切な指導をしなかったために、加害行為の発生を防止することができなかつたと認められる。また、学生による控訴人に対する加害行為が発生した後、指導教官が上司に対する適切な報告をしなかったため、加害行為が発生した事実が防衛大内部で適切に共有されないことも生じた。これらの点に関して、指導教官の控訴人に対する安全配慮義務違反が認められる。

そして、指導教官は、被控訴人の学生に対する安全配慮義務に関して被控訴人の履行補助者であったといえるから、被控訴人が、控訴人に対して安全配慮義務違反の責任を負う。

- 4 上記安全配慮義務違反は、学生による控訴人に対する加害行為のうち、控訴人が心身の調子を崩す大きな要因となったものに関する認められる。したがって、被控訴人の安全配慮義務違反と控訴人の休学及び退校との間には相当因果関係があると認められる。
- 5 控訴人の損害としては、①医療関係費 5 万 6 0 0 0 円、②休業損害（休学による学生手当及び期末手当の減額分） 1 6 万 2 5 3 8 円、③控訴人が防衛大を退校せずに卒業していれば支給を受けられた学生手当等 1 7 2 万 3 5 4 8 円、④慰謝料 5 0 万円、⑤弁護士費用 2 4 万円の合計 2 6 8 万 2 0 8 6 円を認める。
- 6 控訴人は、控訴審で国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求を選択的に追加したが、控訴人が上記請求において主張する指導教官の注意義務違反行為は、債

務不履行に基づく損害賠償請求で主張する安全配慮義務違反の行為と基本的に同一であるから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として控訴人が被控訴人に対して支払を求めることができる金額が上記5の金額を超えることはない。

7 よって、被控訴人は、控訴人に対し、268万2086円及びこれに対する平成28年4月9日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

以上